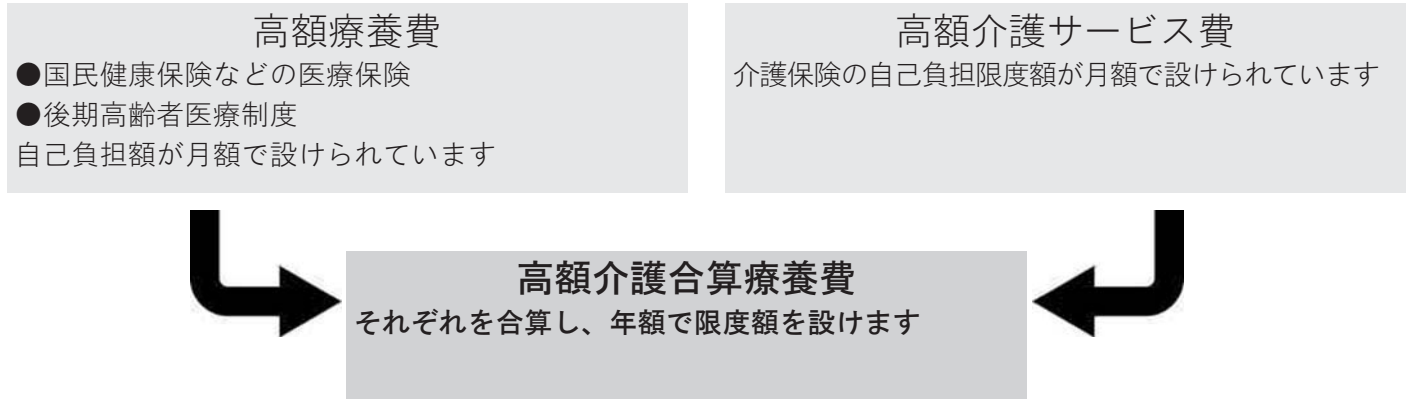


高額介護合算療養費制度とは

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療制度など)の自己負担額と、介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた自己負担額について支給する制度です。



自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。

区分		75歳以上の方の世帯	70歳から74歳の方の世帯	70歳未満の方の世帯
70歳以上の現役並みの所得者及び70歳未満の上位所得者		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	区分Ⅰ	19万円	19万円	

※医療保険又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が、500円未満の場合は支給されません。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

●現役並み所得者

住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯にいる加入者(被保険者)の方です。

●上位所得者

世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える方です。

●住民税非課税世帯

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち次に該当する方に適用されます。

- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方

《申請手続き》

平成23年度分(平成23年8月1日から平成24年7月31日まで)の期間について支給の対象となる方へは、12月以降に申請手続きのご案内をいたします。

お問い合わせ先 ●北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
 ●町民課町民生活グループ(医療保険担当) ☎25-3577